

参考資料 千葉県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

		改 正 案	現 行
	(組合の共同処理する事務)		
第三条	組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。		
2 略	一〇十三 略 十四・十五 削除 十六 略		
	別表第一（第二条関係）		
千葉市	(銚子市から御宿町まで略) 長門川水道企業団 町村圏事務組合まで略) 夷隅郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 整備事業組合	(国保国吉病院組合から東総地区広域市 印西地区消防組合 千葉県後期高齢者医療広域連合	鋸南町 鋸南町 鋸南町 印西地区環境整備事業組合
別表第二（第三条第一項関係）	共同処理する事務	共同処理する団体	
第三条第一項第一号に掲げる事務	千葉市 長門川水道企業団 組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 から山武郡市広域水道企業団まで 印西地区環境整備事業組合	銚子市 (館山市から御宿町まで 鋸南町 (館山市から御宿町まで 鋸南町 (館山市から御宿町まで 鋸南町 印西地区消防	鋸南町 鋸南町 鋸南町 印西地区環境整備事業組合
	別表第一（第二条関係）		
千葉市	(銚子市から御宿町まで略) 長門川水道企業団 町村圏事務組合まで略) 夷隅郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 整備事業組合	(国保国吉病院組合から東総地区広域市 印西地区消防組合 九十九里地域水道 印西地区環境整備事業組合	鋸南町 鋸南町 三芳水道企業 印西地区環境整備事業組合
別表第二（第三条第一項関係）	共同処理する事務	共同処理する団体	
第三条第一項第一号に掲げる事務	千葉市 長門川水道企業団 組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 から山武郡市広域水道企業団まで 印西地区環境整備事業組合	銚子市 (館山市から御宿町まで 鋸南町 (館山市から御宿町まで 鋸南町 (館山市から御宿町まで 印西地区消防	鋸南町 三芳水道企業 印西地区環境整備事業組合

第三条第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第十号に掲げる事務	第三条第一項第九号に掲げる事務	第三条第一項第八号に掲げる事務	第三条第一項第七号に掲げる事務	第三条第一項第六号に掲げる事務	第三条第一項第五号に掲げる事務	第三条第一項第四号に掲げる事務	第三条第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第一項第十一号に掲げる事務	第三条第一項第一項第九号に掲げる事務	第三条第一項第一項第八号に掲げる事務	第三条第一項第一項第七号に掲げる事務	第三条第一項第一項第六号に掲げる事務	第三条第一項第一項第五号に掲げる事務	第三条第一項第一項第四号に掲げる事務	第三条第一項第一項第三号に掲げる事務	第三条第一項第一項第二号に掲げる事務	第三条第一項第一項第一項第十二号に掲げる事務
略	銚子市（館山市から御宿町まで）	鋸南町三芳水道企業団	略	長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略）	印西地区消防組合	九十九里地域水道企業団	夷隅郡市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略）	南房総広域水道企業団	千葉県	後期高齢者医療広域連合	印西地区環境整備事業組合	南房総広域水道企業団まで	千葉県	印西地区環境整備事業組合	南房総広域水道企業団まで	千葉県	印西地区環境整備事業組合	南房総広域水道企業団まで	千葉県	印西地区環境整備事業組合

第三条第一項第十五号 に掲げる事務	第三条第一項第十三号 に掲げる事務 (削る。)
略	略